

資料

ドイツにおける動産執行

ペーター・ゴットバルト

出口 雅久／訳

I.

債務者の財産状況を知らずに、強制執行の手段を用いて金銭を確保しようとする債権者にとっては、二〇一三年まではかなり大きな問題が存在した。すなわち、具体的な債権や土地に関する情報を持たずして、債権者は単に執行官に動産差押えを委任することができずにすぎなかった。立法者は、中産階級の債務者の上質な調度品を整えた住居には、かなりの差押可能かつ換価可能な財産対象物が存在することを前提としていた。⁽¹⁾ もっとも、このような時代はも

うすでに過去のことである。執行官は、執行委任を受けたうちのパーセントを僅かに超えるケースにおいてのみ動産を差し押さえて、これを換価することができるにすぎない。⁽²⁾ 今日では銀行口座および給与差押がより重要な意義を有している。ほとんどがそのようなケースであるが、動産執行が不奏功であった場合にはじめて開示宣誓 (Offenbarungseid) の範囲内において債務者は就業先ならびに、銀行口座の連絡先について明らかにすることを強制されて、債権者は、これに続いてその開示された財産価値に執行することを試みることができた。分割払いであっても支払う用意のない債務者は、この時点では債

権者の擱取から財産価値を守ることを試みる事ができたことは明らかである。有名義債権の執行における債権者の弱い地位に対しては、すでに何十年も前から苦情が寄せられていた。

一九三一年ドイツ民事訴訟法草案は、強制執行を全面的に執行裁判所の手に委ねようとした。執行申立ての提起の後、執行裁判所は、直ちに債務者の財産状況を調査し、債務者から書面による財産に関する説明、ならびに、債務者が呼出しを受けなければならない期日における宣誓に代わる保証 (eidesstaatliche Versicherung) を要求すべきとされた。⁽³⁾しかし、同草案および執行裁判所への執行権限の全面的な集中化はついに実現されることはなかった。

開示宣誓を回避するために、一九九一年には、強制執行の際に債務者または債務者が不在の場合にはその他の世帯に所属する成人に債務者の雇用者または第三者に対するその他の債権について審尋する執行官の権限が導入された (ドイツ民事訴訟法「以下 ZPO と略す」 § 806 c)。しかしながら、被審尋者側には情報提供義務が存在しなかったので、この可能性は、執行官によっても常にはまともにも利用されることはなかった。⁽⁴⁾

さらに、一九九七年の第二回強制執行改正法により、手

続のいかなる段階においても和解的解決を働きかける執行官の権限が導入された。執行官が差押可能な物を見つけた場合、債務者が通常六ヶ月以内に債務を弁済することができる旨を信用できる形で保証をした場合には、執行官は、分割弁済金を取り立てて、かつ、その後の執行手続を一時的に停止すべしとされた。これには債権者の同意が要件とされた (ZPO II § 806 d)。執行官は、換価可能な物を差し押さえることができた場合、債務者が一年以内に債務を支払う用意がある旨を表明する場合には、執行官はいずれにしても一年以内は換価を先延ばしすることができた。もちろん、債権者はこれに対して異議申立てをすることができ、裁判所は、その後は申立てに基づき換価を差押え後合計一年までは先送りすることができた (ZPO II § 803 a, II § 803 d)。執行官によって取り立てられる金額の大部分は、近時においては、多かれ少なかれ債務者による任意の分割払いに基づくものであった。

それにもかかわらず、個別執行における債権者の情報取得の可能性の改善要求は、繰り返し提起され、そして、すでに強制執行の開始時点において債務者に財産開示義務を課することを要求した。⁽⁵⁾

ドイツ連邦参議院は、これに応じた強制執行における事

案解明の改革のための草案を連邦・各州作業グループの準備作業の後に二〇〇八年五月二日に決議し、そして、同法案は二〇〇八年七月三〇日にドイツ連邦議会に提出された⁽⁶⁾。この法律自体は二〇〇九年七月二十九日に可決された⁽⁷⁾。しかし、裁判所行政および執行官にすべての技術的な前提条件に対応するための十分な時間を確保させるために、同法は三年を超える準備期間の後にようやく二〇一三年一月一日に施行された。

II.

1. 新しい規定においても、執行官は、動産執行にだけ権限を有し、債権差押えの権限は有していない点はそのままである。実効的な強制執行という意味においても、管轄の統一を求めるこのような要求は繰り返し提起されてきた⁽⁸⁾が、立法者はこれを取り上げなかった。とりわけ、執行官自身も自らの活動をデスクワークの強化へと改めることにあまり関心を持たなかったのである。

2. これまでと同様に、執行官は、迅速、完全かつ低廉な費用で金銭債権を取り立てるように努める職務上の義務を

有している (ZPO § 802 a I)⁽⁹⁾。債務者およびその家族に無方式で使用者および銀行口座について審尋する (多分それほど効果は期待できない) 権限を保持していることには変わらな⁽¹⁰⁾い (ZPO § 806 a II)。しかし、新しいのは、執行官が、支払期限または分割弁済を認めることにより事案の和解的な解決を試みるべきのみならず、債権者の委任があれば、直ちに債務者の財産情報およびその情報が不十分な場合には債務者の財産に関する第三者の情報も取り寄せる権限を有していることである。それに加えて、債権者は、財産情報を求める申立てを単独で提起し、または、直ちに有体動産の差押えおよび換価の申立てと併合するかを決定することができる (ZPO § 802 a II)。

3. 今日では、個別執行における執行官の活動の重点は、とりわけ、執行申立てを和解的に処理することにある。現行法はこの点に明確に独自の措置をみている⁽¹¹⁾。改正法以前は、執行官は六ヵ月まで分割弁済計画 (Tilgungsplane) のみを合意することができたが (ZPO III § 806 b)、現在では、債務者が一ヵ月以内に債権者の債権を弁済することができ旨を信用できる説明をした場合には (ZPO III § 806 b)、執行官は、支払期間および分割払いを合意して

よ (ZPO § 802 b II)。執行官は、限界までの長い猶予期間を裁量により認めることは可能であるが、その場合には、もちろん、たいていは債権者による明示の同意を取り寄せるであろう。実務的には、債務者が、その所得、満期になった保険給付 (Versicherungsgeldleistungen) および定期預金 (Festgeldern) あるいはその家族の給付⁽¹²⁾により、どのような弁済ができるかが重要となる。債務者が分割払いをすることができれば、すでに差し押さえられた目的物の換価を延期することができるという特別規律は、もはや存在しない。なぜならば、ZPO § 802 b による支払計画は、今日では手続のいかなる段階においても合意することができるからである。執行官が債務者との合意に応じた支払計画を確定した後は、さしあたりまず (その後の) 執行は猶予される (ZPO § 802 b II 2)。財産情報開示も執行の一部として中止される。場合によっては、すでに指定された期日は取り消されるか、あるいは、少なくとも不定期間延期することができる⁽¹³⁾。

4. しかし、最も重要な改正法の目玉は、疑いもなく財産情報の前倒し、すなわち、(不奏功の) 差押えとは関係なく、直ちに債務者からその財産の情報を要求する執行官の

権限である (ZPO § 802 a II Nr. 2, § 802 c)⁽¹⁴⁾。今までの開示保証 (Offenbarungsversicherung) におけるのと同様に、債務者は、自己情報が正しいことを宣誓に代えて保証しなければならぬ (ZPO § 802 c III)。この改正は高揚感を持って受け入れられた。Würdinger は、この点にドイツ執行法のパラダイム (理論的枠組み) の転換、まさに一九世紀から二一世紀への飛躍を見出した⁽¹⁵⁾。

III.

今後の改正を評価する前にその詳細について検討することにする。

1. 執行委任

そもそも執行が行われるかどうか、どのように行われるかは、当ても現在も債権者の処分している。もちろん、旧法下では債権者は多くの選択権を有していた訳ではなかった。債務者の使用者および銀行口座を債権者が知らなかった場合には、債権者は、強制執行のために動産差押えを執行官に委任することだけできた (ZPO § 753 I III § 803)。この差押えが不十分であった場合には、執行官は、

債務者に対して第三債務者に対する債権について審尋することができた。債務者が任意に回答するか、あるいは、当該記録等を閲覧することを認める場合には、執行官は、第三債務者の氏名と住所および債権の原因について債権者に通知することができた (ZPO § 806 a I)。しかし、かかる審尋に回答する義務は存在しなかった。情報提供義務は、続いて命じられた開示保証 (ZPO III § 807) の範囲内においてはじめて存在することになった。

a) これに対して、新法は債権者に複数の選択の可能性を与えている。ZPO § 802 a II によれば、債権者は、執行官に以下の点について委任することができる。

- (1) 事案の和解的な解決を試みること
 - (2) 債務者の財産情報および
 - (3) 債務者の財産に関する第三者の情報を取り寄せること、
- と、
である。

債権者は、一部委任をすることができるし、措置の順序を定めることもできるが、直ちにすべての措置を同時に委

任することもできる。⁽¹⁶⁾

b) さらに、債権者は、執行官に対して、差押えと財産情報の受理という、いわゆる連結申立委任、一般的な換価申立て、インターネット競売による換価の委任、そして、債務者の居所が知れない場合に、居所地の調査を委任することができる (ZPO 新 § 754 新 § 755)。

c) 法律によれば、事件の和解的な解決は、執行官へのモデル委任の雛形においても強調されている。委任においてすでに債権者は執行官に指示をすることができる。債権者は、和解的な解決に委任を制限することができる。(ZPO § 802 a II)。債権者は、事前に支払猶予期限を示し、分割弁済金の取立で同意する旨を陳述し、分割弁済の月額の最低金額を定め、一二月までの分割弁済に同意し、そして、最後に執行官の裁量による期限の延長に同意することができる。⁽¹⁷⁾しかし、債権者は分割払いの合意を排除することもできる (ZPO § 802 b II)。もちろん、これは減多に行われることはないが、しかし、執行官および執行裁判所を拘束する。⁽¹⁸⁾連邦司法省は、その間に (ZPO § 753 III における授權に基づいて) 二〇一五年一〇月一日に執行官書式

規則より、これらの委任のための拘束力のある書式を導入した⁽¹⁹⁾。債権者は、この書式を利用しなければならず、該当する希望箇所にチェックを入れなければならない。かかる広範囲に及ぶ書式を適切に書き込むだけでも、また執行官によるその作業も、双方にかなりの作業コストをもたらす忘れてはならないのは、殆どその余の一部委任も、債権者が予納しなければならぬ新たな手数料を発生させるので、多くは一部についてのみ委任がなされる。執行決定の執行委任は、将来はオンラインでも行うことができると定められている (ZPO § 754)。

2. 債務者の居所地の調査

債務者が知られていない土地に転居した場合には、執行官は、執行委任および執行力のある債務名義の正本に基づいて債務者の現在の住所を調査するために住民登録局 (Meldebehörde) に問い合わせることができる (ZPO § 755 I)。実務では、委任は、執行官手数料を伴うので、そうするには明示の委任がなされなければならない、と法律を解釈している⁽²⁰⁾。したがって、債権者が個人的に地方自治体に問い合わせる方がより安価である。

住民登録局における問い合わせが奏功しない場合には、

執行官は、外国人中央登録簿 (Ausländerzentralregister)、法定年金保険の保険者 (Trägern der gesetzlichen Rentenversicherung) ならびに連邦自動車庁に居所地および保有者情報を照会できる (ZPO § 755 II)。その点においても、債権者は、再びいかなる範囲において執行官が調査を行うべきかを決定する。当然のことながら、すべての照会について執行官手数料・照会先機関手数料も発生する⁽²¹⁾。

3. 和解的合意

原則として、債権者は、今や執行委任と同時に財産情報の取寄せを執行官に委任することができる (ZPO § 802 II Nr. 2 § 802 c)。しかし、債権者が (通例そのようであるように) 事件の和解的な解決を排除しなかったならば、執行官は、まずはじめに和解的解決を試みなければならない (ZPO § 802 b I)。和解的解決は、手続のいかなる段階にあるかを問わず可能である。多数のケースにおいては、執行官が債務者宅に「訪問する」際や、あるいは、執行官が最初に債務者を執行官事務所に呼び出した際に、任意ベースで支払いおよび分割弁済が可能であることの説明が行われ、かつ、執行官と債務者との間の当該支払い合意が締結

されることになる。すでに説明した通り、執行官は、それに基づいて当該支払計画を確定し、執行は、その支払計画が継続している限り猶予される (ZPO § 802 b II 2)。実体法上の期限の猶予または利息停止はこれには連動していない。⁽²²⁾ 場合によって起こりうる一部免除と同様に、かかる効力は債権者と特別に合意されなければならない。⁽²³⁾ いずれにしても、債務者は、まずは広範囲な財産情報を宣誓に代わる保証の下に提供しなくてもよい。それゆえ、執行官が財産情報を提供した後にはじめて支払計画を作成すべきである⁽²⁴⁾と考える論者もいるが、しかし、それは法律に違反する。

もつとも、債権者は、執行官による通知の後に事後的に遅滞なく支払合意に異議を述べることができるのであり、その場合には合意は効力を失う (ZPO § 802 b III)。⁽²⁵⁾ 同じことは、債務者が二週間以上 (過失がなくても) 支払遅滞に陥った場合にも、自動的に発生する (ZPO § 802 b III 3)。しかし、その際には、場合によっては新しい (より現実的な) 合意を締結することができる。

4. 財産情報 (財産開示)

債務者の広範囲な自己開示 (Selbstauskunft) は、執行委任が和解的な解決に至らず、かつ債権者が相応の執行委

任を行った場合にのみ、執行の開始時点で行われる。⁽²⁶⁾ 照会を受けたある執行官は、二〇一三年にはすべての執行委任ほぼ三分の二において財産情報 (財産開示) を取得したと述べている。

a) しかしながら、支払合意に至らない場合であっても、債務者は直ちに財産情報 (財産開示) を義務付けられているわけではない。執行官は、債務者にむしろその前に債務の支払いのための二週間の猶予期限を定めなければならない (ZPO § 802 f I)。⁽²⁷⁾ そして、しかし同時に (債務者がその期限において完済できない高度の蓋然性がある場合に備えて) この期限経過後に直ちに財産情報 (財産開示) を提供する期日を定める (ZPO § 802 f I 2)。債務者の住所なし居所が知られている場合であっても、執行委任と財産情報と提供との間には通常は約四週間ほど要する (執行官が直ぐに期日を定めることができない場合には、もつと長い時間を要する)。このタイムラグに鑑みれば、私には「即時の」財産情報 (財産開示) に対して憲法上の比例原則から疑問があるとする見解には根拠がないと思われる。⁽²⁸⁾

b) 債権者が差押えの実施および不奏功の場合の即時の財

産情報（財産開示）の取寄せを連結して委任する場合には、法律は特別のバリエーションを規定している。すなわち、執行官は、確かに直ちに財産情報（財産開示）を受領することはできるが（ZPO § 807 I 1）、債務者はこれに対して異議を述べることができる（ZPO § 807 I 2）。かかる場合には、執行官は、執行官事務所において財産情報（財産開示）の申告のための期日を定めなければならない。そして、かかる定めを債務者に送達しなければならない。ただ執行官は二週間の支払期間を認める必要はもはやない（ZPO § 807 II 2）。執行官事務処理規則（Geschäftsabweisung für Gerichtsvollzieher [GVGA 略々]）§ 185 f によれば、期日は最も早く二日後に、最も遅くとも四週間後に開かれるべきである。

c) 執行官は、通常は債務者を執行官事務室に呼び出し、財産開示のために必要な資料を持参するように債務者に催告する（ZPO § 802 f I 2, 3）。もともと、そのような措置は多くの場合にはあまり意味を持たない。執行官事務所においては、債務者は、その住居よりも比較容易に嘘をつくことができる。また、債務者は、常に呼出しに応じるとも限らないし、あるいは、すべての必要な資料を持参しない

ことも懸念される。したがって、執行官は、財産情報（財産開示）付与を債務者の住居でさせることを決めることもできる（ZPO § 802 f II 1）。⁽³⁰⁾ もともと、債務者が、かかる決定に対して一週間以内に異議を述べると、執行官は、その際には債務者を執行官事務所呼び出さなければならない（ZPO § 802 f I 1）。

d) 債務者が、執行官事務所においてすべての必要な資料を持参しなかった結果、完全な情報（開示）を付与することができない場合には、その財産情報（財産開示）は付与されなかったものと看做され、その結果として、債務者は直接的に債務者目録に登録され、その債務者に対して拘留命令（Haltbefehl）が発令されるか、他人情報（Fremdauskunft）を取り寄せることができる。⁽³¹⁾ 恐らくこのような場合には、債務者に対して補正の機会を与えて、かつ、期日を延期することにより、債務者に不足している資料を持参させることがより適切である。⁽³²⁾ 形式上は、この補正は法律には規定されていない。しかし、単なる不手際または無能力だけで債務者に不利益を及ぼすべきではないであろう。

債権者も、債務者目録が送られてきた後に、具体的な質

間により補正を申し立てる権限を有している (GVGA § 185 o. I)。債務者目録が本当に完全になった場合にはじめて、債務者は原則として二年間は新たな財産情報を提出する必要はなくなる。⁽³³⁾

e) 従前の開示宣誓 (Offenbarungsvericherung) と比べて、財産情報 (財産開示) の内容は、本質的には何も変わっていない。債務者は、自分自身ならびに国内外にある (差押禁止財産を除く) すべての財産に関する情報を提出しなければならぬ。将来債権のように財産上の価値が確定ではないもの、交換差押えを受けるもの、そして、赤字残高の銀行口座 (debitorische Konten) なども記載しなければならぬ。⁽³⁴⁾ 当然のことながら、債務者は、債権者がそれに対して強制執行できるように、すべての財産価値物を記載しなければならない。旧法下と同様の方法で、債務者は、過去数年における取消可能な財産の移動、とりわけ、債務者に緊密な関係を有する者への有償譲渡 (entgeltliche Veräußerungen) または無償給付 (unentgeltliche Leistungen) も明らかにしなければならぬ。⁽³⁵⁾

f) 財産目録が問題なく中央執行裁判所に通知され、事後

的に問い合わせができるようにするためには、執行官は、債務者の口頭による申告に基づいて申告期日においてその財産目録を電子文書として作成しなければならない (ZPO § 802 f. V. 1)。期日に呼出しを受ける債務者には、必要な教示に関する注意書きだけでなく、財産目録の見本刷り自体を送付しておくことにより、債務者がこれを非公式に記入し、そして、公式の申告を落ち着いて準備することができる⁽³⁶⁾。もともと、法律上規定されているのは、債務者に対して、期日の呼出しにおいて、債務者の情報提供義務 (開示義務) の範囲、開示の実施手続における権利と義務、無断で期日に欠席することの効果、情報提供義務 (開示義務) の違反、第三者の情報 (開示) の取寄せの可能性、債務者目録への登録について教示しなければならない、ということにすぎない (ZPO § 802 f. III)。これらのすべての支払請求、呼出しおよび教示は、たとえ債務者が訴訟代理人を選任している場合であっても、正式には個人に送達されなければならない (ZPO § 802 f. IV)。

g) 法的審問請求権 (ドイツ基本法 [GG] § 103 I) の要請を充足するために、ZPO § 802 f. IV は、債権者が参加し、

債務者に質問ができるように、付加的に財産情報（財産開示）の実施期日は債権者にも（原則として無方式で）通知しなければならないとしている⁽³⁷⁾。もつとも、実務では債権者は、かかる可能性を利用することは殆どない。

h) その後、執行官は、電子的に作成され、かつ、債務者によって承認された財産目録を中央執行裁判所に預託し、債権者に写しを送付する（ZPO § 802 f. VI）。すべてのドイツ連邦各州には、財産情報を電子的に管理し、インターネットを通じて閲覧・データ呼出しができる、中央執行裁判所（バイエルン州ではホーフ区裁判所）が存在する（ZPO § 802 k. I. 2）。債務者が財産情報（財産開示）を申告した後に自らの住所または常居所を移した場合には、執行は他の執行官も管轄となるので、このようなインターネットを通じて閲覧・データ呼出しは重要となる。ただし、財産目録を呼び出す権限は、執行官および倒産裁判所ならびに刑事訴追機関のみ与えられており（ZPO § 802 k. II）、強制執行をしようとしている債務者のその他の債権者には権限は与えられていない⁽³⁸⁾。中央執行裁判所における財産目録に関する電子的な問合せは、現在では連邦全体で問題なく運営されている。

5. 財産情報（財産開示）の更新

新法によれば、予め債務者の財産状態が本質的に変動したという事実が疎明されない限り、債務者は直近の二年間の閉鎖期間（Sperrfrist⁽³⁹⁾）を経た後に、はじめて財産情報の更新を申告しなければならない（ZPO § 802 d. I. 1）。その理由としては、転居、職場の変更、自動車の買換え、あるいは、たとえば銀行口座の解約などのほか、場合によっては、債務者の高額な休暇旅行⁽⁴¹⁾などもあり得る。財産状況の変動の兆候がない場合には、執行官は、新たな債権者に対して直近に申告された財産目録の写しを職権で送付する（ZPO § 802 d. I. 2）。債権者は、これを放棄することはできない⁽⁴²⁾。申立てにより、送付は電子的形式でも実施することができる（ZPO § 802 d. III）。債務者は、債務者目録にそれ以上登録されることを回避するには四週間以内に支払⁽⁴³⁾（ZPO § 802 d. I. 4, § 802 c. I Nr. 3）をすなわち、二年以内において債務者に対して執行を試みた他のすべての債権者は、通常は、債務者からは何も得るものはないことを比較的早期に了知する。これは確かにひとつの前進ではあるが、しかし、全体として絶望的な執行状況であることにはほぼ変わりはない。

さらに、ほぼ二年を経過した財産目録には、多くの場合

にはもはやそれほど信憑性はない。もともと、債務者が債権者目録にまだ登録されていない場合には、新しい送付により、債務者が債務者目録への登録を回避するために債権者の債権を履行しなければならぬ一カ月の猶予期間が再び開始されることとなる。⁽⁴⁴⁾

6. 第三者の財産情報の取寄せ

a) 「冷静」を装って重要な財産価値を秘匿する債務者の策略を見破ることを可能とするために、今日では、執行官は、債権者の申立てにより、法律上の年金保険の保険者、連邦中央税務庁および連邦自動車庁に執行に重要なデータを照会することができる (ZPO § 802 I (12))⁽⁴⁵⁾。このような権限は、扶養料債権者の訴訟上の情報請求権に倣って規定された (ドイツ家事事件および非訟事件手続「以下 FamFG 略す」 FamFG § 236)⁽⁴⁶⁾。これにより債権者は、はじめに債務者の自己情報を調査させる可能性を確保したことになる。⁽⁴⁷⁾ 債務者が財産情報 (財産開示) を申告しなかったか、あるいは、届け出た財産価値物が債権者の債権を満足するには十分ではないことが、そのための要件となる (ZPO § 802 I)。すべての執行官は、すなわち、すでに提出された財産目録を他の債権者に送付した執行官も、

執行申立てに基づいて第三者の財産情報を取り寄せることができる。⁽⁴⁸⁾ 年金保険の保険者の場合には、その後給与差押えを行うことができるように、使用者に問い合わせることができる。⁽⁴⁹⁾ 連邦税務庁の場合には、口座預金を差し押さえるために、金融機関の銀行口座について照会することができる。⁽⁵⁰⁾ 連邦自動車庁では、債務者が、同様に、場合によっては、差し押さえられるかもしれない自動車の所有者であるか否かについて照会することができる。⁽⁵¹⁾

b) 問題は、このような法律上の規定よりも実際の現実にある。現時点では、電子形式での照会は不可能である。執行官による照会を処理するには六週間から一五週間ほど必要とされる。⁽⁵²⁾ これは、当然のことながら、かかる情報を実務的に利用することを低下させる。恐らく第三者の財産情報の取寄せは、現在のところでは例外にすぎない。ある執行官に質問したところ、二〇一三年の執行申立てのうち約二・五%だけが第三者の財産情報が取り寄せられていると報告している。

c) 閉鎖期間 (Sperrfrist) 内において古い財産情報を送付されているその他の債権者が、まだ取り寄せられていな

い第三者情報について執行官を通して申し立てすることができるか否かについては疑問である。⁽³³⁾ 債務者が財産情報を申告しないか、あるいは、執行が財産情報に記載されている財産対象物では債権者の完全な満足に至らない場合には、かかる執行官の情報請求権は存在している。したがって、第三者から情報を取り寄せる権利は、本来は、強制執行を契機として、債務者、あるいは、債務者が不在で差押えが不奏功または不十分である場合に、債務者の所帯に属する者に債務者の使用者について照会する執行官の権限と競合関係にはない (ZPO § 806 a)。⁽³⁴⁾ というのは、年金保険、連邦税務庁および連邦自動車庁における情報の方式に合った取寄せは、すでに明らかに手続が進行した強制執行手続を要件としているが、他方、無方式かつ拒絶した場合にサンクションを伴わない執行官による照会は、強制執行の開始時に行われるからである。

7. 債務者リストへの登録

a) いずれにしても原則として、債務者に対してすでに執行手続の開始時において広範囲に及ぶ自己の財産情報を与えることを義務付ける場合において、そこから当然には債務者が本当に支払不能かつ信用がないことを推論すること

はできない。というのは、債務者はかなりの財産価値物を所有しており、すなわち、単に支払う意思がないだけか、あるいは、特定の財産価値物の売却が実際上に困難であることが明らかになることがあり得るからである。したがって、この新しい構想では、財産情報の申告は、自動的に公的な債務者リストへの登録、いわゆる信用のない債務者のブラックリストへの登録には繋がるとは限らない。⁽³⁵⁾

b) 債務者が財産情報を申告した場合、または、この財産情報がその他の債権者に送付された場合には、⁽³⁶⁾ 債務者は一ヶ月以内に債権者を満足させなければならない。その後になつてはじめて管轄権を有する執行官は職権で債務者目録に債務者の登録を命じる (ZPO § 882 c I Nr. 3)。これは (すでに述べたように) 当然のことながら、執行官と債務者の間で支払合意が成立しており、確定された支払計画がまだ有効である場合には適用されない。

c) 本来は、財産情報の拒絶は財産状況については何も意味しないが、債務者が課されている財産情報を (過失により) 申告しなかった場合にだけ、登録命令が早期に実施されることになる。⁽³⁷⁾ 財産目録の内容による執行をしても債権

者を満足させるには明らかに不相当であるような場合には、即時の登録も行われる (ZPO § 882 c I Nr. 1. 2)。債務者が財産情報を申告して、その内容によれば、債務者が支払不能でないことが明らかではない場合には、債務者は、親戚または友人を動員して債権者の満足のために金銭を用立てるために一カ月の猶予期間を認められている⁽⁵⁸⁾。総じて言えば、死刑判決が言い渡された最後の刑の執行猶予 (Gnadentist) を若干想起させる。かかる時点において、執行官は、債務者と支払合意を取り決めて、支払計画を確定することは依然として可能である。その際には、債務者目録への登録命令は下されなく (ZPO § 882 c I Nr. 3 S.2)。

d) 登録命令は、債務者に口頭で通知する (かつ、執行調書に記録する) か、あるいは、正式に送達される (ZPO § 882 c II)。登録命令に対しては、債務者は二週間以内に執行裁判所に異議を提起することができ (ZPO § 882 d I 1)、執行裁判所の裁判に対しては即時抗告をすることができる (ZPO § 793)⁽⁵⁹⁾。債務者の異議は、登録の執行を停止しない。しかし、執行裁判所は、債務者の申立てにより、登録を一時停止することを命じることができ (ZPO § 882 d II 1)。かかる申立てが認められると、中央執行裁判

所は登録を見合わせるか、あるいは、すでに行われた登録を抹消しなければならない⁽⁶⁰⁾。

それに加えて、異議期間において、債務者には、債権者の満足または執行官との分割弁済の合意によって登録を回避する機会がもう一度ある⁽⁶¹⁾。

e) 債務者が支払うことができず、すべての形式的な異議を何ら利用しない場合には、債務者は最終的に (約七週間後)⁽⁶²⁾ 債務者目録に登録される。かかる債務者目録は、同様に、各州の中央執行裁判所においても管掌される。連邦各州を越えてインターネットで呼出しすることを可能にするために、ノルトライン・ヴェストファーレン州・ハーゲンにある中央執行裁判所への登録が転送されることになっている。

データ保護の理由から、この登録は完全には公開されない。もちろん、たとえば、強制執行の目的のために、債務者の経済的な信用調査のために、公的給付を付与する要件を審査するために、債務者が支払義務を履行しないことによる経済的不利益を避けるために、刑事訴追の目的のために、正当な利益を有する者は誰でも、債務者目録に申告された登録を閲覧することが認められている (ZPO § 882 f

1)。特定の職業を有する者の自治団体、民間の保護団体以外に、銀行、営業監督庁、商事情報データファイル (Handelsauskunftsdateien) および税務署なども、申立てにより債務者目録から当座の給与収入についての写しを入手することが出来る (ZPO § 882 g)⁶³⁾。

f) 原則として債務者は、三年間は債務者目録に登録されたままである (ZPO § 882 e I)。債務者が執行債権者を完全に満足させた場合には、執行裁判所の命令で登録を早期に抹消することが出来る (ZPO § 882 e III Nr.1)。当然のことながら、そもそも登録原因が不存在であるのにもかかわらず、それが提出され、これが事後的に明らかにされる場合、あるいは、登録命令が裁判上取り消され、または、停止される場合にも抹消される (ZPO § 882 e III Nr.2, 3)。

g) その他の債権者が執行を試みるも、不奏功に終わった場合には、債務者は一カ月の猶予期間の経過後に新たに債務者目録に登録される。すなわち、登録の期間は、最後の執行債権者の満足または直近の登録命令から三年が経過するまで延長される。⁶⁴⁾ すべての債権者が満足を受けたことが証明された後のみ期限前の抹消が行われる。

8. 財産情報の申告のための強制拘禁 (Ezwingungshaft)

債務者が財産情報を付与しなかった場合には、手続は、債務者目録への登録では終了しない。もっと正確に言えば、債権者は、債務者に対して財産情報の申告を強制するために拘留命令 (Haltbefehl) を発令することを (明確に) 申し立てることが出来る (ZPO § 802 g I 1)。拘留命令は職権では発令されない⁶⁵⁾。拘留命令は二年間有効である (ZPO § 802 h 1)。滞納拘禁 (Beugehaft) に関する要件と規定は、実務上は旧法および新法によって相違点はない。せいぜい注目すべき点は、拘留命令の発令件数が驚くほど多数に上がっているというぐらいである。執行委任から執行官による拘禁までに新法でも三ヶ月ほど要する。もっとも、拘留期間は通常は短い。遅くても二日か三日後には、どんなに強情な債務者も財産情報を申告する。その直後に、債務者は拘禁を解放される (ZPO § 802 i 1)。

IV.

1. 改正法の後においても、依然としてドイツ法は支払を拒む債務者モデルを前提としている。しかし、実際には、このような債務者は極めて例外的である。消費者も企業も、

通常は、明白に支払う意思はあるものの、殆どの場合は単に支払不能であるだけである。⁶⁶多くの場合には、失業、離婚、配偶者の死去、事故の結果としての労働不能または類似の悲劇的な不幸がその原因となっている。消費者は、差押可能な所得も財産も有していないので支払えないわけである。もっぱら自営業者だけが、依然として換価可能な財産対象物を所持しているという程度の蓋然性が存在するにすぎない。したがって、財産情報の前倒しは、確かに債権者に債務者の絶望的な状況についてより早く明らかにする。しかし、結果的には、債権者にとってそれにより殆ど何も変わらない。通常そうであるように、実際に執行可能な財産が存在しない場合には、より早期の事案説明も債権者のためのより良い満足ならびに満足割当を齎さない。財産情報について圧力を加えたり、短期間内に支払わない場合には債務者目録に登録すると威嚇したとしても、債務者がもっぱら支払を拒否していて、最終的にまだ相応の財産が存在する場合にのみ支払に繋がらうるだけである。⁶⁷

2. 新法によっても、債務者は、通常は、財産情報を執行委任が付与されて直ぐにはなく、二週間から三週間後にはじめて執行官に対して申告する。したがって、旧法との

相違はそれほど大きくはない。もっぱら、何かを取り立てることができるとい希望が、以前よりも一週間か二週間ほど早期に消滅するだけである。事案説明に関する新法が最終的に執行成果をより改善するかについては、まだ確かなデータは今のところ存在しない。しかし、実務家の多くはこれには懐疑的である。どちらかと言えば、ドイツという司法立地 (Justizstandort) の本来の意味での改善までには至っていないと思われる。何回も必要な送達、通知、期間設定などによって、執行官の作業コストはかなり高くなっている。⁶⁸債権者にとっては、この手続はより費用がかかるようになってしまった。

3. すなわち、執行官の仕事の重点は、将来においても、債務者と分割弁済の合意を締結し、入金される分割弁済金を債権者に引き渡すことにある。立法者は、かかる任務を執行官の標準的な権限の先頭に位置付けた。かかる分割弁済は、今や ZPO § 802 b II によれば、一年間に至るまでは延ばすことができる。もつとも、債権者自身が実現可能な支払計画の合意を拘束力をもって拒絶し、それによって債務者が債務者目録に登録されることを強制できることは、完全に満足できるものではない。債務者がそれに対して公

序良俗に反する苛酷執行 (Stutenwidrige Härte) の故に強制執行の停止 (ZPO § 765 a) を申立てることで対抗できるか否かは、極めて例外的にのみ成功の見込みがあるにすぎないように思われる。

4. もちろん、債務者は債権を完全に支払うことができない場合には、支払不能となるが、その他の完全な満足を得られない債権者が現れるや否や、債務者は自ら倒産手続に逃避することができるし、また(その他の)債権者も支払不能を理由に倒産申立てをすることもできる (InsO § 131 2)。倒産手続が開始されると、分割弁済は申立て前の月から法律の規定により効力を失う (InsO § 89 D)。強制執行が奏功しなかった後に債務者が執行官によって成立した分割弁済の合意の範囲内において提供する分割弁済金は、InsO § 131⁽⁷⁰⁾による非本旨弁済 (inkongruente Deckung) としても、そしてまた、InsO § 133 I⁽⁷¹⁾による故意による債権者の不利益な取扱いとしても取消することができる。最初の債権者が直近三カ月の給付を非本旨弁済の故に払い戻さなければならぬことは許容できるかもしれない。しかし、問題なのは、債権者が、故意否認に基づいて直近十年以内に提供された給付を償還しなければならぬ場合である。

実際に、ドイツ連邦最高裁 (Bundesgerichtshof) は、強制執行を阻止するための支払は、債務者の否認可能な法律行為に分類できると判決している。すなわち、債務者がすべての債権者を満足させることができないにもかかわらず、債務者が債権を(一部)返済する場合には、債務者は条件付の故意による行為を行っているとする。分割返済金を受領する債権者は、債務者が自分を他の債権者よりも優遇することを認識しなければならぬので、その結果、受取った分割弁済金はすべて否認できると判示した⁽⁷²⁾。もちろん、このような方法により、和解的に解決が行われる個別執行の制度は不合理 (ad absurdum) であることが論証される⁽⁷³⁾。一部では、執行官との分割弁済の合意の際に、実際に債務者が支払不能であったかは明らかではないので、したがって、故意否認 (InsO § 133) の要件が認められないとする見解もある⁽⁷⁴⁾。しかし、BGHの判決はこれとは一致しない。もっとも、法政策的議論と同様に詳細な学術的な議論も行われた末に、ドイツの立法者は、二〇一七年四月五日に倒産否認法を改正した⁽⁷⁵⁾。債務者が自らの法律行為により債権者に満足を与えた限りにおいて、否認の猶予期間は四周年に短縮された (InsO 第 133 Abs. 2)。これだけで問題は確かに緩和されたが、しかし、倒産が四年の猶予期

間内に開始する場合には、解決されない。そこで、InsO § 133 Abs. 3 S.1は、債権者は、本旨弁済 (kongruente Deckung) において、すでに債務者の支払不能が生じていた場合にのみ、債務者を不利益に取り扱う意図を知らなければならなかったと、補充的に規定している。しかし、強制執行の範囲内における支払は、非本旨弁済の事例に分類される。この事例についても、InsO 暫 § 133 Abs. 3 S.2によれば、債権者は債務者の支払不能を債務者の行為の時点では認識していなかったことが推定される。もともと、かかる規定が、債権者は、執行官との分割弁済の合意の範囲内において受領した債務者の分割弁済を倒産管財人による倒産否認の後に再び返金しなければならないことを阻止できるかは、疑問のように思われる。というのは、推定は、依然として、その他の事情を認識していたことが証明されることによって反証することができるからである。したがって、新しい規定は、結果としてそもそも何がしかを変えたのかどうかについても疑問である。⁷⁶⁾

全体を通しての、このような結果はかなり興奮を冷ます感がある。事例の殆どにおいては、債権者は、現在では、もっぱら改正前よりも、執行が不奏功であることを少しだけ早く知るにすぎない。分割弁済だけ支払うことができる

殆どすべての債務者は、支払不能であるので、翌年に倒産手続が開始されることになれば、債権者は、それに加えて事情によってはすべての一部満足を再び払い戻さなければならぬ。もともと、債権者は、債務者と緊密な取引関係を維持する必要があるので、債権者は債務者の経済的な状況についてはイメージを持つことができたと思われる。そうであるとすれば、執行債権者は、倒産手続が財団不足により開始されず (InsO § 26)、かつ、競合する債権者が個別否認 (Einzelanfechtung) の努力をしないことを願う他ない。

〔訳者後記〕

本稿は、二〇一七年一月四日(土)に日本民事訴訟法学会関西支部において開催されたレーゲンスブルク大学法学部 Prof. Dr. Dr. h.c. Peter Gottwald による講演会の原稿を翻訳したものである。原題は“Die Mobiliarzwangsvollstreckung in Deutschland”である(ドイツ語原稿は Rismmeikan Law Review No.37 に公表する予定である)。本稿の翻訳に際しては、日本民事訴訟法学会・関西支部会員である大阪市立大学・松本博之名誉教授、関西学院大学・内山衛次教授および神戸大学・青木哲教授にご教示い

いただいた。また、幹事である大阪大学・名津井吉裕教授には関西支部研究会での準備段階から大変お世話になった。周知のとおり、二〇一八年五月に熊本大学で開催される日本民事訴訟法学会ミニ・シンポジウムにおいて強制執行法制の改正が取り上げられる予定であり、中でも本稿で議論されているドイツの財産開示の実効性確保に関するテーマは日独共通の喫緊の課題であり、日独学術交流における研究成果が僅かばかりでも相互の改正法の議論に寄与できれば幸いである。なお、二〇一八年三月にバーゼル大学で開催されたドイツ法系民事訴訟法担当者会議でも強制執行の改正が議論されている。

さて、すでに「高名」はあるが、Peter Gottwald 教授について簡単に紹介したい。一九四四年九月一〇日現ポーランド・ブレスラウに生まれ、一九六三年よりミュンヘン大学およびベルリン自由大学で法学を学んだ後、第一次・第二次司法試験に合格。一九七四年に法学博士号取得、一九七七年に Karl-Heinz Schwab 教授の下で民法・民事訴訟法・比較法について教授資格論文を提出した。一九九七年にバイロイト大学法学部教授に就任、一九八三年よりレーゲンスブルク大学法学部教授に就任した。その間、一九八一年から一九八九年までバンベルク高等裁判所判事

一九八三年からはミュンヘン高等裁判所においても裁判官を兼任している。また学会活動としては、一九九七年から二〇〇九年までドイツ国際手続法学会理事長、二〇〇九年から二〇一一年まで国際訴訟法学会理事長を歴任し、二〇〇五年には、ギリシャとの学術交流の功績を高く評価され、テサロニキ大学法学部より名誉博士号を授与されている。

二〇一七年一〇月一五日から一月七日まで立命館大学法学部客員教授として招聘され、本学をはじめ、金沢大学、神戸大学、龍谷大学、独日法律家協会 (DJJV) 東京支部などにおいて精力的に国際研究活動を推進された。また、その際に、筆者は、法務省特別顧問・竹下守夫名誉教授 (一橋大学) のお取り計らいで、民事執行法改正を担当している法務省民事局参事官・内野宗揮判事および法務省民事局付・松波卓也判事と法務省旧本館特別顧問室において Peter Gottwald 教授、夫妻とドイツの財産開示手続の運用についてかなり詳細な意見交換を行う機会に恵まれた。さらには、Peter Gottwald 教授は、多忙なスケジュールにもかかわらず、慶應義塾大学で開催されたフランス・リヨン大学法学部 Prof. Dr. Frederique Ferrand によるフランスの訴訟物に関する講演会にもゲストとして参加し、故 Karl-Heinz Schwab 教授と故石川明教授によって一九五九

年以來脈々と継承されてきた慶應義塾大学との日独学術交流にも積極的に貢献されたことは、石川明門下生としてのこの上ない喜びとするところである。改めて今回の Peter Gottwald 教授の講演会・懇談会などで大変お世話になった大学、法務省、裁判所、弁護士の方に心より御礼申し上げます次第である。

最後に、二〇一八年三月末で各勤務校の定年を迎えられる石川明先生シュレの大先輩であり、立命館大学就職後も公私にご指導いただいた武蔵野大学・石渡哲教授、青山学院大学・西澤宗英教授、そして、慶應義塾大学・三上威彦教授に本稿を捧げることをお許しいただきたい。

- (1) Vgl. BT-Drucks. 16/10069 vom 30.7.2008, S. 20.
- (2) F.-M. Goebel, Die Reform der Sachaufklärung, 2012, § 1 Rn. 2.
- (3) Vgl. Entwurf einer Zivilprozessordnung (帝国司法省に於り公刊せられたる), 1931, §§ 774ff u. Begründung, S. 408ff; dazu J. Schnigula, Das Offenbarungsverfahren – Darstellung und Reform der Sachaufklärung in der Zwangsvollstreckung, 2001, S. 173ff.
- (4) Goebel (Fn. 2), § 1 Rn. 4.

- (5) Gaul, Neukonzipierung der Sachaufklärung der Zwangsvollstreckung, ZfP 108 (1995), 3. 30ff; Hess/G. Vollkommer, Die Reform der Sachaufklärung in der deutschen Zwangsvollstreckung, Festgabe M. Vollkommer, 2007, S. 349, 351, 353; Schiken, Reform der Sachaufklärung in der Geldvollstreckung, Festschrift Yessou-Falssi, 2007, S. 589, 595ff.

(6) BT-Drucksache 16/10069.

(7) Bundesgesetzblatt I 2009, 22850.

- (8) Vgl. M. App, Überlegungen zur Zweckmäßigkeit der Übertragung der Forderungspfändung auf den Gerichtsvollzieher, DGVZ 2006, 53; Seip, DGVZ 2006, 1, 8; Gietmann, Die neuen Reformgesetze in der Zwangsvollstreckung, DGVZ 2009, 157, 158f; Hergenroder DGVZ 2010, 201, 208; Goebel (Fn. 2), § 4 Rn. 2; Hess, Rechtspolitische Perspektiven der Zwangsvollstreckung, JZ 2009, 662, 665 und DGVZ 2010, 7, 9f.

(9) Goebel (Fn. 2), § 7 Rn. 5.

(10) 情報提供義務の範囲に於て、Schilken (Rpfleger 2006, 629, 637) の見解とは逆に、かかる権限は拡大されなからう。

(11) Vgl. Schwörer, Die Zukunft der gütlichen Vollstreckung, DGVZ 2011, 77, 78.

- (21) Vgl. M. Wilhelm, Die erweiterte Sachaufklärung in der Zwangsvollstreckung, in Seibel/Grothe u.a., Zwangsvollstreckung aktuell, 2. Aufl. 2013, § 1 Rn. 10f.
- (22) Münchener Kommentar/Wagner, ZPO, 4. Aufl. 2012, § 802b Rn. 24; HK-ZV/Sternal, 2. Aufl. 2013, § 802b Rn. 12.
- (23) Vgl. Schilken, Zur Reform der Sachaufklärung in der Zwangsvollstreckung, Rpfleger 2006, 629, 634; 裁判官の職務 Seip, DGVZ 2006, 1, 5 (1) 及び 4 の整理状況の検討と今後の展望 Seip, DGVZ 2008, 38, 40.
- (24) Würdinger, Die Sachaufklärung in der Einzelzwangsvollstreckung, JZ 2011, 177, 183; 裁判官の職務 Seip, G. Vollkommer, Die Reform der Sachaufklärung in der Zwangsvollstreckung, NJW 2012, 3681; Hess, JZ 2009, 662, 664.
- (25) Harnacke/Bungardt DGVZ 2013, 1ff; Goebel (Fn. 2), § 8 Rn. 8ff; G. Vollkommer, NJW 2012, 3681, 3682.
- (26) Goebel (Fn. 2), § 8 Rn. 20ff, 29f.
- (27) Schwörer/Hebler ZVI 2007, 589, 595; 裁判官の職務 Seip, DGVZ 2006, 1, 5; Gietmann DGVZ 2009, 157, 158; Hergenröder DGVZ 2010, 201, 206f (雜論 (S. 216)).
- (28) Vgl. Salten, Das neue Gerichtsvollzieherauftragformular, MDR 2016, 125, 110 | 111 | 112 | 113 | 114 | 115 | 116 | 117 | 118 | 119 | 120 | 121 | 122 | 123 | 124 | 125 | 126 | 127 | 128 | 129 | 130 | 131 | 132 | 133 | 134 | 135 | 136 | 137 | 138 | 139 | 140 | 141 | 142 | 143 | 144 | 145 | 146 | 147 | 148 | 149 | 150 | 151 | 152 | 153 | 154 | 155 | 156 | 157 | 158 | 159 | 160 | 161 | 162 | 163 | 164 | 165 | 166 | 167 | 168 | 169 | 170 | 171 | 172 | 173 | 174 | 175 | 176 | 177 | 178 | 179 | 180 | 181 | 182 | 183 | 184 | 185 | 186 | 187 | 188 | 189 | 190 | 191 | 192 | 193 | 194 | 195 | 196 | 197 | 198 | 199 | 200 | 201 | 202 | 203 | 204 | 205 | 206 | 207 | 208 | 209 | 210 | 211 | 212 | 213 | 214 | 215 | 216 | 217 | 218 | 219 | 220 | 221 | 222 | 223 | 224 | 225 | 226 | 227 | 228 | 229 | 230 | 231 | 232 | 233 | 234 | 235 | 236 | 237 | 238 | 239 | 240 | 241 | 242 | 243 | 244 | 245 | 246 | 247 | 248 | 249 | 250 | 251 | 252 | 253 | 254 | 255 | 256 | 257 | 258 | 259 | 260 | 261 | 262 | 263 | 264 | 265 | 266 | 267 | 268 | 269 | 270 | 271 | 272 | 273 | 274 | 275 | 276 | 277 | 278 | 279 | 280 | 281 | 282 | 283 | 284 | 285 | 286 | 287 | 288 | 289 | 290 | 291 | 292 | 293 | 294 | 295 | 296 | 297 | 298 | 299 | 300 | 301 | 302 | 303 | 304 | 305 | 306 | 307 | 308 | 309 | 310 | 311 | 312 | 313 | 314 | 315 | 316 | 317 | 318 | 319 | 320 | 321 | 322 | 323 | 324 | 325 | 326 | 327 | 328 | 329 | 330 | 331 | 332 | 333 | 334 | 335 | 336 | 337 | 338 | 339 | 340 | 341 | 342 | 343 | 344 | 345 | 346 | 347 | 348 | 349 | 350 | 351 | 352 | 353 | 354 | 355 | 356 | 357 | 358 | 359 | 360 | 361 | 362 | 363 | 364 | 365 | 366 | 367 | 368 | 369 | 370 | 371 | 372 | 373 | 374 | 375 | 376 | 377 | 378 | 379 | 380 | 381 | 382 | 383 | 384 | 385 | 386 | 387 | 388 | 389 | 390 | 391 | 392 | 393 | 394 | 395 | 396 | 397 | 398 | 399 | 400 | 401 | 402 | 403 | 404 | 405 | 406 | 407 | 408 | 409 | 410 | 411 | 412 | 413 | 414 | 415 | 416 | 417 | 418 | 419 | 420 | 421 | 422 | 423 | 424 | 425 | 426 | 427 | 428 | 429 | 430 | 431 | 432 | 433 | 434 | 435 | 436 | 437 | 438 | 439 | 440 | 441 | 442 | 443 | 444 | 445 | 446 | 447 | 448 | 449 | 450 | 451 | 452 | 453 | 454 | 455 | 456 | 457 | 458 | 459 | 460 | 461 | 462 | 463 | 464 | 465 | 466 | 467 | 468 | 469 | 470 | 471 | 472 | 473 | 474 | 475 | 476 | 477 | 478 | 479 | 480 | 481 | 482 | 483 | 484 | 485 | 486 | 487 | 488 | 489 | 490 | 491 | 492 | 493 | 494 | 495 | 496 | 497 | 498 | 499 | 500 | 501 | 502 | 503 | 504 | 505 | 506 | 507 | 508 | 509 | 510 | 511 | 512 | 513 | 514 | 515 | 516 | 517 | 518 | 519 | 520 | 521 | 522 | 523 | 524 | 525 | 526 | 527 | 528 | 529 | 530 | 531 | 532 | 533 | 534 | 535 | 536 | 537 | 538 | 539 | 540 | 541 | 542 | 543 | 544 | 545 | 546 | 547 | 548 | 549 | 550 | 551 | 552 | 553 | 554 | 555 | 556 | 557 | 558 | 559 | 560 | 561 | 562 | 563 | 564 | 565 | 566 | 567 | 568 | 569 | 570 | 571 | 572 | 573 | 574 | 575 | 576 | 577 | 578 | 579 | 580 | 581 | 582 | 583 | 584 | 585 | 586 | 587 | 588 | 589 | 590 | 591 | 592 | 593 | 594 | 595 | 596 | 597 | 598 | 599 | 600 | 601 | 602 | 603 | 604 | 605 | 606 | 607 | 608 | 609 | 610 | 611 | 612 | 613 | 614 | 615 | 616 | 617 | 618 | 619 | 620 | 621 | 622 | 623 | 624 | 625 | 626 | 627 | 628 | 629 | 630 | 631 | 632 | 633 | 634 | 635 | 636 | 637 | 638 | 639 | 640 | 641 | 642 | 643 | 644 | 645 | 646 | 647 | 648 | 649 | 650 | 651 | 652 | 653 | 654 | 655 | 656 | 657 | 658 | 659 | 660 | 661 | 662 | 663 | 664 | 665 | 666 | 667 | 668 | 669 | 670 | 671 | 672 | 673 | 674 | 675 | 676 | 677 | 678 | 679 | 680 | 681 | 682 | 683 | 684 | 685 | 686 | 687 | 688 | 689 | 690 | 691 | 692 | 693 | 694 | 695 | 696 | 697 | 698 | 699 | 700 | 701 | 702 | 703 | 704 | 705 | 706 | 707 | 708 | 709 | 710 | 711 | 712 | 713 | 714 | 715 | 716 | 717 | 718 | 719 | 720 | 721 | 722 | 723 | 724 | 725 | 726 | 727 | 728 | 729 | 730 | 731 | 732 | 733 | 734 | 735 | 736 | 737 | 738 | 739 | 740 | 741 | 742 | 743 | 744 | 745 | 746 | 747 | 748 | 749 | 750 | 751 | 752 | 753 | 754 | 755 | 756 | 757 | 758 | 759 | 760 | 761 | 762 | 763 | 764 | 765 | 766 | 767 | 768 | 769 | 770 | 771 | 772 | 773 | 774 | 775 | 776 | 777 | 778 | 779 | 780 | 781 | 782 | 783 | 784 | 785 | 786 | 787 | 788 | 789 | 790 | 791 | 792 | 793 | 794 | 795 | 796 | 797 | 798 | 799 | 800 | 801 | 802 | 803 | 804 | 805 | 806 | 807 | 808 | 809 | 810 | 811 | 812 | 813 | 814 | 815 | 816 | 817 | 818 | 819 | 820 | 821 | 822 | 823 | 824 | 825 | 826 | 827 | 828 | 829 | 830 | 831 | 832 | 833 | 834 | 835 | 836 | 837 | 838 | 839 | 840 | 841 | 842 | 843 | 844 | 845 | 846 | 847 | 848 | 849 | 850 | 851 | 852 | 853 | 854 | 855 | 856 | 857 | 858 | 859 | 860 | 861 | 862 | 863 | 864 | 865 | 866 | 867 | 868 | 869 | 870 | 871 | 872 | 873 | 874 | 875 | 876 | 877 | 878 | 879 | 880 | 881 | 882 | 883 | 884 | 885 | 886 | 887 | 888 | 889 | 890 | 891 | 892 | 893 | 894 | 895 | 896 | 897 | 898 | 899 | 900 | 901 | 902 | 903 | 904 | 905 | 906 | 907 | 908 | 909 | 910 | 911 | 912 | 913 | 914 | 915 | 916 | 917 | 918 | 919 | 920 | 921 | 922 | 923 | 924 | 925 | 926 | 927 | 928 | 929 | 930 | 931 | 932 | 933 | 934 | 935 | 936 | 937 | 938 | 939 | 940 | 941 | 942 | 943 | 944 | 945 | 946 | 947 | 948 | 949 | 950 | 951 | 952 | 953 | 954 | 955 | 956 | 957 | 958 | 959 | 960 | 961 | 962 | 963 | 964 | 965 | 966 | 967 | 968 | 969 | 970 | 971 | 972 | 973 | 974 | 975 | 976 | 977 | 978 | 979 | 980 | 981 | 982 | 983 | 984 | 985 | 986 | 987 | 988 | 989 | 990 | 991 | 992 | 993 | 994 | 995 | 996 | 997 | 998 | 999 | 1000

- DGVZ 2010, 181, 184; G. Volkammer NJW 2012, 3681, 3685.
- (82) Mroß DGVZ 2010, 181, 181; Goebel (Fn. 2), § 8 Rn. 184.
- (83) Schilken (Rpfleger 2006, 629, 635ff) は、通称「サーミア」の「面会親口」を支持した。Gietmann (DGVZ 2009, 157, 158) は、この場合現場での執行を有償によると看做す。
- (84) So Sturm, Das Verfahren zur Abnahme der Vermögensauskunft, JurBüro 2013, 63, 64.
- (85) So Hk-ZV/Sternal, § 802 f Rn 27; Sturm JurBüro 2013, 63, 64.
- (86) Goebel (Fn. 2), § 8 Rn. 156ff; Zöller/Stöber § 802d Rn. 16ff; vgl. Mroß DGVZ 2010, 181, 184.
- (87) Goebel (Fn. 2), § 8 Rn. 65ff; U. Gottwald/Mock (Fn. 26), § 802c Rn. 22ff.
- (88) Vgl. Sturm JurBüro 2013, 63, 64.
- (89) Wilhelm (Fn. 12), § 1 Rn. 74 の見解は正鵠を射つる。
- (90) Goebel (Fn. 2), § 8 Rn. 142; Harracke/Bungardt DGVZ 2013, 1, 7.
- (91) Schwörer/Helber ZVI 2007, 589, 595; G. Volkammer NJW 2012, 3681, 3681; Schuschke/Walker, Vollstreckung und vorläufiger Rechtsschutz, 5. Aufl. 2011, § 802k Rn. 9; 抵押的な(84) Goebel (Fn. 2), § 8 Rn. 217, 223.
- (92) オーストリアでは閉鎖期間は一年とされている (§ 49 I EO)。一年の閉鎖期間に賛成する(84) Schilken Rpfleger 2006, 629, 637.
- (93) Seip, Zum Entwurf eines Gesetzes zur Reform der Sachaufklärung... DGVZ 2006, 1, 3.
- (94) Vgl. Goebel (Fn. 2), § 12 Rn. 90.
- (95) Salten, MDR 2017, 61, 62.
- (96) Vgl. Harracke/Bungardt DGVZ 2013, 1, 4f.
- (97) Goebel (Fn. 2), § 8 Rn. 94f.
- (98) 暫定的に定められた執行されるべき請求権に対する最低金額の五〇〇ユーロは、21.11.2016 (BGBl I 2591) の法律により削除された。vgl. Salten, MDR 2017, 61.
- (99) 以前は旧 § 643 ZPO: BT-Drucks. 16/10069, S. 31f.
- (100) Schwörer/Helber ZVI 2007, 589, 590; Sturm JurBüro 2013, 63, 68f.
- (101) Goebel (Fn. 2), § 8 Rn. 241. それにより、執行申立が提出されると即座にはなされたに匹敵する情報などが取り寄せられる。vgl. Hesterberg/Schnitz, Effektivität und Erfolge in der Zwangsvollstreckung, DGVZ 2006, 84, 86.
- (102) Mroß DGVZ 2010, 181, 185; Goebel (Fn. 2), § 8 Rn. 249.
- (103) Mroß DGVZ 2010, 181, 185; Goebel (Fn. 2), § 8 Rn.

259. 外国銀行口座は、これにより捕捉するリスクは極めて高
 3。され故に、批判的なのは、Holzapfl, Sachaufklärung
 und Zwangsvollstreckung in Europa, 2009, S. 224, 231ff.
- (16) Mroß DGVZ 2010, 181, 185; 批判的なのは、Goebel
 (Fn. 2), § 8 Rn. 264 (債務者は第三者の自動車を利用して
 582).
- (17) Mroß DGVZ 2013, 221.
- (18) Vgl. Harnacke/Bungardt, Das neue Recht -
 Probleme über Probleme, DGVZ 2013, 1, 7.
- (19) 聖徳太子 Schilken, Zur Reform der Sachaufklärung in
 der Zwangsvollstreckung, Rechtspfleger 2006, 629, 637.
- (20) Schilken Rpfleger 2006, 629, 638; ders., Die
 Eintragung in das Schuldnerverzeichnis..., Festschrift für
 Alangoya, 2007, S. 485, 490; Schwörer/Heßler ZVI 2007,
 589, 592; Gaul/Schilken/Becker-Eberhard (Fn. 27), § 60
 Rn. 70.
- (21) Seip DGVZ 2006, 1, 4f.
- (22) HK-ZV/Sternal, § 882c Rn. 5 (正則なギャンブルに):
 それに損害賠償の請求 Schilken Rpfleger 2006, 629, 638;
 ders., Festschrift für Alangoya, S. 485, 492f.
- (23) BT-Drucks. 16/10069, S. 37f; Sturm JurBüro 2013, 63,
 65; Goebel (Fn. 2), § 8 Rn. 48; 11ヶ月から3ヶ月の期間に
 賛成するのは、Schilken Rpfleger 2006, 629, 639; ders.,

- Festschrift für Alangoya, S. 485, 492f.
- (24) G. Vollkommer NJW 2012, 3681, 3682.
- (25) HK-ZV/Sternal, § 882 d Rn. 5.
- (26) HK-ZV/Sternal, § 882 d Rn. 3.
- (27) Mroß DGVZ 2010, 181, 185.
- (28) 詳細は、債務者リストからの収入の写しに関する規則
 26.07.2012 (BGBl I 1658) と債務者リストの記入に関する規
 則 26.07.2012 (BGBl I 1654) に規定されている。
- (29) Schwörer/Heßler DGVZ 2007, 589, 594.
- (30) 損害賠償の請求 Schilken Rpfleger 2006, 629, 636.
- (31) C. W. Hergenröder, Vom Forderungseinzug zum
 Forderungsmanagement - Zwangsvollstreckung im 21.
 Jahrhundert und soziale Wirklichkeit, DGVZ 2010, 201,
 203, 205.
- (32) C. Holzapfl (Fn. 53), S. 241.
- (33) 立法者自身は11%の負担増加率を見込んでいる
 (BT-Drucks. 16/10069, S. 22).
- (34) Vgl. Mroß DGVZ 2010, 181, 182; U. Gottwald/Mock
 (Fn. 26), § 802b Rn. 21.
- (35) So BGH ZIP 2010, 191 = NZI 2010, 184; H.G. Ganter,
 Weiterentwicklung der Rechtsprechung zu § 133 InsO,
 WM 2014, 49 からは、その限りにあつては異なるた
 結論にはなっていない。否認の制限に賛成するのは、

Vertrauensschutz contra Gesamtgläubigerinteresse,

ZInsO 2014, 417.

(1) Vgl. BGH ZIP 2010, 191 = NZI 2010, 184; BGH NZI 2013, 133; Ganter, NZI 2014, 185, 196; 正確を射た批評は、U. Gottwald/Mock (Fn. 26), § 802b Rn. 17ff.

(2) BGH NZI 2003, 597.

(3) したがって、執行委任における支払合意の排除に賛成するのが、Gottwald/Huber, Insolvenzrechts-Handbuch, 4. Aufl. 2010, § 48 Rn. 10.

(4) Goebel (Fn. 2), § 8 Rn. 18

(5) Durch Gesetz vom 29.3.2017, BGBl I, S. 654.

(6) Kindler/Bitzer, Die Reform der Insolvenzanfechtung, NZI 2017, 369, 375.